

会員の入退会、会費等の取扱い要項

昭 45. 7. 21 制定

平 13. 4. 23 改正

I 会員の入退会

1. 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費規定に定める会費1か年分を添えて申込みをしなければならない。
2. 入会申込みに対して役員会において審査の上入会を承認する。
3. 入会を承認したときは、会員原簿に登録すると共に会員番号を付した入会承認書を送付する。
4. 会員となった後入会申込書記載事項に変更があった場合は、そのつど速やかに本会に届出なければならない。
5. 本会を退会しようとする者は、その理由を記載した退会届を提出して役員会の承認を得なければならない。
6. 会費を6か月以上滞納した者は、会員の資格を一時停止することがある。
7. 会費を1か年以上滞納した者は、役員会の議決により除名することができる。
8. 会費滞納の理由により除名された者が、再び入会を希望する場合は、第1項の入会申込み手続きのほか以前の会費滞納分をあわせて納入しなければならない。ただし、滞納期間中の会誌は頒布しないことがある。
9. 学生会員が卒業（修士課程終了を含む）した場合は卒業した翌月から正会員に資格を変更する。
10. 学生会員には必要に応じて（卒業予定年月日を越えてなお在学する場合、更に進学した場合等）在学証明書の提出を求めることがある。

II 会費の納入と会誌の頒布

1. 会費は前納を原則とし、毎年度分（4月から翌年3月まで）を新年度の始まる前月末（3月末）までに納入しなければならない。
納入された会費は、預り金として処理し、新年度の始まる前に要求があった場合は、これを返還する。
半年ごとの分納を希望する場合は、その旨を申し出て4月から9月までの前期分を新年度の始まる前月末（3月末）までに、10月から翌年3月までの後期分を9月末までに前納しなければならない。
2. 年度の途中で入会する場合も会費は4月から3月までの1年分を納入するものとし、会誌は入会年度の4号から翌年の3号までを頒布する。
入会の年の3号以前の会誌頒布を希望する場合は、1部につき会費の月割相当額を別に添えて申し込むものとする。
3. 年度の途中で退会する場合、既納の会費は返還しない。
ただし、希望により既納の会費に相当する当該年度中の会誌は頒布することができる。
4. 退会のとき未納会費がある場合は、既に頒布した会誌号数に相当する未納分を納入しなければならない。
5. 会員に頒布する会誌は毎号1部とする。
ただし、賛助会員には会費口数の範囲内で希望する部数を、特殊会員には会費1口につき毎号1部とする。

III 会員の団体の取扱い

1. 一つの事業所あるいは学校等で5名以上の会員がいる場合は団体の取扱いをすることができる。
2. 団体扱いを受けている会員は、会費を分納することができる。
3. 団体の取扱いを受けるためには、正会員1名の連絡幹事を定めなければならない。
4. 本会は連絡幹事あてに会誌の送付、会費の請求その他の連絡を行い、年間その団体の納入する会費の5%をその連絡幹事に支払うものとする。
5. 団体の会費送金手数料（郵便振替、銀行送金、現金書留料等）は、連絡幹事からの請求によって本会から連絡幹事に支払う。